

事務連絡  
平成31年2月27日

各国立大学法人人事担当課長  
各大学共同利用機関法人人事担当課長 殿

文部科学省大臣官房人事課  
高等教育局大学振興課

### 貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について

平素よりお世話になっております。

労働契約法第18条に規定された無期転換ルールにつきましては、これまで円滑な導入に向けた対応にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本ルールに基づき、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しており、労働者が当該申込権を行使することにより、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から、無期労働契約に転換することになります。

これから年度末にかけて、契約更新の時期を迎える有期契約労働者が多くなりますが、契約期間が3月末までである有期契約労働者が無期転換申込権を行使した場合、本年4月1日に無期労働契約に転換することとなり、本ルールの円滑な運用が求められることを踏まえ、厚生労働省労働基準局長より、別紙のとおり、国立大学法人等において労働契約法の趣旨を踏まえた適切な対応が行われるよう、改めて積極的な周知・啓発の依頼がありましたのでお知らせいたします。

については、貴法人におかれましては、労働契約法の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、研究開発法人や大学等と有期労働契約を締結した研究者、教員等につ

いては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）及び大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）により、無期転換ルールの特例が定められておりますが、当該研究者、教員等であることをもって、一律に当該特例の対象者となるものではないことに留意した上で、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省大臣官房人事課計画調整班

電話：03-5253-4111（内線 2128, 3129）

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-5253-4111（内線 2493, 3338）